

## 下妻市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下妻市制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、下妻市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）により、使用開始日の14日前までに、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に使用目的、使用方法、使用期間及び連絡先を市長に届け出ることによりロゴマークを使用することができるものとする。

- (1) 市及び市職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が特に認めるとき。

(使用の承認等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、下妻市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとし、下妻市制施行70周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 市の信用及び品位を損ない、又は損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているとき、又は支

援し、若しくは公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用可能期間)

第6条 ロゴマークの使用可能期間は、令和6年4月26日から令和7年3月31日までとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマークは、承認された内容にのみ使用すること。

(2) ロゴマークは、市から提供されたデータを使用するものとし、色、形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。

(3) ロゴマークを使用して作成し、又は製造する物件については、完成物を市に提出すること。ただし、完成物の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(4) ロゴマークを使用して作成し、又は製造する物件については、完成物それぞれに承認番号を付し、又は「©下妻市」と明示すること。ただし、直接に付し、又は明示することが難しい場合は、付箋等により明示すること。

(5) ロゴマークを使用し、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、自己の権利を新たに設定し、若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。

(6) 使用者の責めに帰すべき理由により、ロゴマークの使用に係る事故、苦情等が生じた場合は、使用者において速やかに対処すること。この場合において、市は、損害賠償その他一切の責任を負わない。

(変更申請等)

第9条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、下妻市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更申請書（様式第4号）により、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認める

ときは下妻市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更承認通知書(様式第5号)により、適当でないと認めるときは下妻市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更不承認通知書(様式第6号)により使用者に通知するものとする。

- 3 使用者は、前項の規定による変更承認後においても、前条各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が、第8条各号に掲げる事項を遵守しなかったときは、下妻市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第7号)によりその承認を取り消し、当該使用者に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。

- 2 前項の規定により承認を取り消した場合において、当該使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月26日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに承認したロゴマークに係るこの告示の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別図（第2条関係）



下妻市制70周年  
shimotsu ma

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

下妻市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者

電 話 番 号

メールアドレス

下妻市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認申請書

下妻市制施行70周年記念ロゴマークを使用したいので、下妻市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式第2号（第5条関係）

秘 第 号  
年 月 日

様

下妻市長

下妻市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下妻市制施行70周年記念ロゴマークの使用について、下記のとおり承認したので、下妻市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 使用目的

2 使用方法

3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 承認番号 第 号

5 使用条件

下妻市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する要綱及びこの通知書の内容を遵守すること。

様式第3号（第5条関係）

秘 第 号  
年 月 日

様

下妻市長

下妻市制施行70周年記念ロゴマーク使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下妻市制施行70周年記念ロゴマークの使用について、下記の理由により不承認としたので、下妻市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

不承認の理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

下妻市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者

電 話 番 号

メールアドレス

下妻市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更申請書

年 月 日付け秘第 号（承認番号第 号）で使用承認を受けた下妻市制施行70周年記念ロゴマークの使用について、使用内容を変更したいので、下妻市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

承認番号	第 号
変更内容	
変更理由	



様式第 5 号（第 9 条関係）

秘 第 号  
年 月 日

様

下妻市長

下妻市制施行 70 周年記念ロゴマーク使用変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下妻市制施行 70 周年記念ロゴマークの使用変更について、下記のとおり承認したので、下妻市制施行 70 周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 変更内容

2 承認番号 第 号

5 使用条件

下妻市制施行 70 周年記念ロゴマークの使用に関する要綱及びこの通知書の内容を遵守すること。

様式第 6 号（第 9 条関係）

秘 第 号  
年 月 日

様

下妻市長

下妻市制施行 70 周年記念ロゴマーク使用変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下妻市制施行 70 周年記念ロゴマークの使用変更について、下記の理由により不承認としたので、下妻市制施行 70 周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

不承認の理由

様式第7号（第10条関係）

秘 第 号  
年 月 日

様

下妻市長

下妻市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日付け（承認番号第 号）で承認した下妻市制施行70周年記念ロゴマークの使用について、下記の理由により承認を取り消すので、下妻市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

取消しの理由